

肥料・農薬販売業者の皆様へ

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた対策

一部の肥料・農薬は爆発物の原料となり得ますので、その管理を徹底して、テロ等の未然防止に御協力をお願いします。

1 爆発物の原料となり得る化学物質を含む肥料・農薬

- (1) 硫安、硝安、硝酸加里、尿素を含む肥料
- (2) 塩素酸ナトリウムを含む農薬

2 販売に当たっての注意事項

- (1) 譲渡手続、交付の制限及び譲渡記録の管理等といった関係法令の遵守のほか、盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適切な管理を徹底してください。
- (2) インターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認してください。
- (3) 通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、氏名や住所、使用目的等を明らかにすることを拒否する者など、顧客に不審な動向があり、安全な取扱に不安があると認められる場合には、販売を差し控えてください。
- (4) 肥料・農薬の盗難・紛失が発生した場合や顧客に不審な動向が認められる場合は、速やかに警察へ通報してください。